

The background features three large, overlapping blue circles of varying sizes, each with a gradient from light to dark blue. Two thin, light blue lines intersect at the top left, extending diagonally across the page.

# 平成27年度 税制改正に関する意見書

平成26年3月28日

北陸税理士会

## 目次

はじめに .....	1
租税三原則と基本的視点.....	2
I 各税目に共通する改正意見.....	4
1. 復興特別所得税の納税義務者及び課税の対象から、所得税の源泉徴収義務者及び源泉徴収税額を除くこと.....	4
2. 各種の承認申請書および届出書の提出期限は、各税目の確定申告書の提出期限とすること .....	4
3. 法定外資料の照会や提出の要請は必要最低限にとどめること.....	4
4. 減価償却計算を簡素化すること.....	5
5. 少額減価償却資産の取得価額基準を引き上げること.....	5
6. 同族会社等の行為計算否認規定を明文化すること.....	6
7. 同族関係者・特別関係者の範囲を個別に規定し、実態に即した要件を定めること...	6
8. 死亡に伴う準確定申告書の提出期限を相続税の申告期限に統一し、相続による青色申告承認申請を相続税の申告期限と同一にすること.....	6
9. 死亡に伴う振替納税に関する救済措置を講ずること.....	7
10. 印紙税法を廃止の方向で全面的に見直すこと.....	7
11. 税務調査手続について.....	7
12. 納税者権利憲章の策定について.....	8
II 所得税法に関する改正意見.....	9
1. 土地建物等の譲渡損益の課税方式を見直すこと.....	9
2. 青色申告者の純損失の繰越控除の期間制限を見直すこと.....	9
3. 所得控除を整理・簡素化すること.....	9
4. 雑損控除の適用範囲を拡大すること.....	10
5. 源泉徴収の対象となる所得の範囲を見直すこと.....	10
6. 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の適用時期を見直すこと.....	10
7. マイカー、自転車通勤者の通勤手当の非課税限度額の見直し.....	11
8. 生計を一にする親族が事業から対価を受ける場合の必要経費の特例規定を見直すこと .....	11
9. 青色事業専従者給与に関する形式基準および届出制度を廃止し、専従者退職金を一定要件のもとで必要経費とすること.....	11
10. 不動産所得にかかる損益通算制度の特例の規定を廃止すること.....	12
11. 相続財産を譲渡した場合、その譲渡した相続財産にかかる相続税相当額を取得費に加算できる特例期間を延長すること.....	12
12. 住宅借入金等特別控除の対象となる増改築等を、自己または親族の所有している家屋について行うものとする.....	12
13. 大口株主等の上場株式等に係る配当所得の課税の特例を見直すこと.....	13
14. 財産債務明細書の提出制度を廃止すること.....	13

III	法人税法に関する改正意見.....	15
1.	交際費課税における交際費等の範囲を見直すこと.....	15
2.	役員給与の損金不算入制度の見直し.....	15
3.	貸倒引当金制度について.....	15
4.	退職給付引当金の損金算入を一定の中小法人について認めること.....	16
5.	青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除について、期間制限を廃止すること.....	16
6.	清算所得課税を復活すること.....	16
7.	国外関連者に対する寄付金の損金算入を一定の中小法人について認めること.....	17
8.	試験研究費に係る税額控除制度の見直しについて.....	17
9.	商業・サービス業・農林水産業活性化税制について、適用対象となる指定事業を拡大し、併せて、認定支援機関に限定した指導及び助言の要件を緩和すること.....	18
10.	住民税の均等割の損金算入を認めること.....	18
IV	消費税法に関する改正意見.....	19
1.	消費税の基準期間制度を廃止すること.....	19
2.	仕入税額控除計算の「一括比例配分方式」は、いつでも「個別対応方式」に変更可能とすること.....	19
3.	課税事業者・簡易課税制度・課税期間の短縮を選択した場合における2年間の継続適用の規定を1年間に短縮すること.....	19
V	地方税法に関する改正意見.....	21
1.	固定資産税評価額は、十分な検討を行い実態に即したものとすること.....	21
2.	事業税における社会保険診療報酬等に対する特例措置を廃止すること.....	21
3.	婚姻期間が20年以上である配偶者から贈与により取得した居住用不動産にかかる不動産取得税の計算に特別控除額を設けること.....	21
4.	個人事業税の事業主控除額を引き上げること.....	22
5.	償却資産の申告書の申告期限を法人税・所得税の確定申告期限に一致させること.....	22
6.	全国の都道府県及び市町村申請届出様式の書式を統一すること.....	22
7.	個人住民税の所得控除額を所得税と同一にすること.....	23
VI	中期的に検討すべき課題.....	24
1.	消費税の引上げに伴う軽減税率の適用について.....	24
2.	確定決算基準の維持について.....	24
3.	e-Tax と eLTAX の効率的運用について.....	25
4.	外国税額控除制度の見直し.....	26
5.	相続税・贈与税について.....	26
6.	不服申立手続の改革の方向性について.....	27
	あとがき.....	28

## はじめに

北陸税理士会（以下「当会」という。）は、税理士法第 49 条の 11（税理士会は、税務行政その他租税または税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、またはその諮問に答申することができる。）の規定に基づき、平成 27 年度税制改正に関する意見を提言します。

この意見書を作成するにあたって、当会調査研究部では従来から次の三点を基本として、新たに会員や各支部から寄せられた意見について検討し、過年度の意見書を対照に集約しました。

- ① 重要な改正意見については、それに関連した項目や論点も考慮して、中長期的な展望で検討する。
- ② 経済情勢や社会環境の変化に対応するため、早急に改正すべき項目や負担の緩和を求める項目について検討する。
- ③ 税制に関する執行や運用に関する意見については、更に一層の検討をする。

この意見書は、日常の税理士業務において納税者と直に係わりあう税務の専門家である実務家の立場から、税制および税務行政の問題点を把握し、その解決のための方向性を意見しており、公平かつ合理的な税制の確立と申告納税制度の発展を目的としています。

必要とされる税制改正には、とりわけ中小企業や小規模事業を中心とした地域経済の活性化、少子長寿社会への対応、低所得者・経済的弱者層への配慮が重要な観点となります。

われわれ税理士は、単に税負担の軽減だけを求めるのではなく、公平を第一義として、国民一人一人が納得して納税できる税制の実現を希求するものであります。

## 租税三原則と基本的視点

当会調査研究部では、税制改正を論議する際に、議会制民主主義を前提とした申告納税制度の下では、制度の成立過程や内容が透明で理解しやすく、その制度に基づき納税することについて、納税者の理解と納得なしには改正議論は進まないとの考え方から、「公平・透明・納得」の三原則を基本的な考え方として、税務に関する専門家として納税者の立場に立ち、税制に対する視点を従来どおり次の5つに決めました。

### 1. 公平な税負担

税制の基本は税負担の公平だが、何をもって公平とするかの基準は様々であり、普遍的な公平の存在も流動的である。現在の少子長寿社会においては、特に低所得者層や経済的弱者層に配慮しながら、高齢者を年齢だけで一律に優遇する税制の歪みを見直し、年齢にかかわらず能力に応じて公平に負担を分かち合うことが重要である。

したがって、公平な税負担を実現させるためには、水平的公平や垂直的公平、更には世代間の公平が各々互いに補完し合えるような均衡のとれた税制を構築していく必要がある。

### 2. 自由な経済活動を妨げない税制

市場経済の国際化・情報化や企業活動の多様化が進展するなか、個人や企業の潜在能力を最大限に引き出し経済社会に活力を与えるためには、税制が経済活動や資産選択等に歪みや障害とならないようにしなければならない。特に税制改正については、財政状況についての周知を前提とし、その目的や内容について国民の理解が得られるものである必要がある。

したがって、未だに経済社会の構造変化に対応しきれず不公平感が拭いきれない税制上の措置を見直し、超過負担を最小限に留められるよう継続的な見直しを行う必要がある。

### 3. 簡素な申告納税事務

申告納税制度は、納税者が自ら租税法規を理解し、税額を正しく計算して期限までに申告納税を行うことができることを前提としていることから、租税制度は複雑難解なものではない。また、制度を精緻なものとしても計算が複雑になりすぎるとは納税者の理解は得られない。さらに、単に納税者側の事務負担を軽くしても課税庁側の負担が重くなれば、結局、徴税コストの削減にはつながらない。

そこで、適正で公平な課税を実現するためには、納税者の事務負担がどの程度になるか、また、どの程度まで許容されるのかという視点も重要になってくる。たと

えば、源泉所得税など徴収義務者が税負担者の税額を計算し納付するものについては、その事務負担に対する十分な配慮が必要であるし、消費税についても事業者の事務負担への配慮が必要である。

したがって、簡素な申告納税事務であるためには、官民一体となった協力体制が必要であり、官民全体での徴税コストが常に最小限になるような制度であることが求められる。

#### **4. 時代に適合する税制**

わが国を取り巻くグローバルな経済社会環境は、日々刻々と変化を続けている。税制はこうした経済社会の構造変化や取引形態の変化に対応していかなければ、新たな歪みや不公平を生じさせることとなる。

したがって、国際競争力の向上、自由な経済取引による国内需要の喚起といった観点から、国際的な整合性を保ち、既得権や既成の制度に影響されることなく、常に時代に適合する税制となるよう政策税制等の見直しを継続しなければならない。

#### **5. 透明な税務行政**

納税者の観点から税務行政庁に求めるものは、常に適正、公平で信頼できる（透明な）税務行政の執行である。

したがって、その実現のためには、特に税務行政手続に関する規定を法律において整備することが求められる。さらに、課税庁が適正で公平な執行を担保するため、通達等で運用上対応している現状も踏まえて、制度面のみならず執行・運用面での適正化も確立していくことが求められる。

## 平成27年度の税制改正に関する意見

(H\*\*～) = 平成\*\*年度分よりの意見

(～) = 平成16年度以前よりの意見

### I 各税目に共通する改正意見

#### 1. 復興特別所得税の納税義務者及び課税の対象から、所得税の源泉徴収義務者及び源泉徴収税額を除くこと

〔条文〕 復興財確法 6～38

【意見および理由】 (新設)

復興特別所得税については、利息、配当、給与等における源泉徴収事務に多大な影響を及ぼしている。さらに、申告実務上、グロスアップ計算が複雑であり、また、法人が復興特別所得税の控除あるいは還付の手続を受ける場合には、所得税と復興特別所得税は別個に税額控除されるため、区分経理及び別個に申告書を提出する必要があるなど、過度に複雑な制度となっている。

したがって、復興特別所得税は源泉徴収の対象外として所得税と統合する。また、その場合に不足する復興財源については、所得税（源泉徴収税額表の改定を含む）の税率を見直すことで対応する。

#### 2. 各種の承認申請書および届出書の提出期限は、各税目の確定申告書の提出期限とすること

〔条文〕 法法 122 法令 30、52、119 の 6 消法 9、19、30、37 消令 20 通法 17

【意見および理由】 (～)

法人税の青色申告承認申請書をはじめ、棚卸資産・有価証券の評価方法や減価償却資産の償却方法の変更承認申請書の提出期限は、当該事業年度の開始の日の前日までとされており、また、消費税の課税制度等の選択届出書については、課税期間開始の日の前日までとされている。しかし、評価方法等の変更の判断や設備投資等の事業計画は決算確定後に行うことが一般的であり、現行規定では実務上の不都合を招きかねず税制上の不利益を被ることがある。

公平な税負担、自由な経済活動を妨げない税制、簡素の申告納税事務、時代に適合する税制、透明な税務行政を実現するためにも、不都合や不利益の原因となっている現行の提出期限は、各税目の確定申告書の提出期限と同一にすべきである。

#### 3. 法定外資料の照会や提出の要請は必要最低限にとどめること

【意見および理由】 (～)

納税者に対して頻繁に照会や提出の依頼がある法定外資料のうち各種資料箋等については、作成のために相当の事務負担を強いられており、その提出依頼が頻繁になされれば、納税者の事業遂行にも支障をきたし、税務行政庁との信頼関係を阻害することにもなりかねない。

したがって、これら法定外資料に関する要請は、必要最小限にとどめ、納税者の理解を得られるものだけに制限すべきである。

#### 【検討】

個人情報保護法では、第三者への個人データの提供に関する本人同意は、国などの法令上の事務遂行上、その同意取得が支障になる場合には必要ないとされているが、個人データについては、正確性を確保し安全管理に努めることが必要である。

## 4. 減価償却計算を簡素化すること

【条文】 所令 120 の 2、134、法令 48 の 2、61

【意見】（新設）

平成 19 年度税制改正により、償却保証額等を用い複雑な計算が必要となった減価償却方法を簡素化すべきである。

- ① 平成 19 年 3 月 31 日以前取得の資産については、償却額の累積額が 95%に達した時点でいったん償却計算が終了し、次期以降 60 月を目安に残存価額が 1 円になるまで償却計算が続くが、この計算方法を改め、償却額の累積額が 95%を超えることとなったとしても計算方法を変えることなく、残存価額が 1 円になるまで償却計算を継続させるべきである。
- ② 平成 19 年 4 月 1 日以後取得の資産について定率法を適用して計算する場合、償却額が保証額に満たなくなった段階で、改定取得価額を用いた定額法に計算方法が切り替わり、耐用年数が終了した時点で残存価額がきれいに 1 円残るという計算の趣旨は理解できるが、このことが定率法の計算を複雑怪奇なものとしているため、保証額を用いた計算を取り止め、残存価額が 1 円になるまで従前の定率法償却率を用いた償却計算を継続させるべきである。

## 5. 少額減価償却資産の取得価額基準を引き上げること

【意見および理由】（H24～）

少額減価償却資産の損金算入制度における取得価額基準は 10 万円未満とされ、20 万円未満の減価償却資産については一括償却資産制度がある。また、中小企業者に対しては、期限・上限付きで取得価額 30 万円未満の資産につき損金算入することが認められている。

このような制度は、税制簡素化の観点から早急に改善すべきである。

【検討】



これらの制度を統合して、少額減価償却資産の取得価額基準を 30 万円未満とすべきである。

## 6. 同族会社等の行為計算否認規定を明文化すること

[条文] 所法 157 法法 132、132 の 2～3 相法 64 地価法 32

【意見および理由】 (H19～)

同族会社等の行為計算の否認規定は、私法上は有効な行為ではあるが、主として租税軽減を目的に行われる行為であるものに対処するため設けられたものであり、条文においては「これを容認した場合には税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるとき」と規定されている。

しかし、この規定では課税要件が明確化されておらず、いたって抽象的かつ包括的であり、それゆえに課税庁の裁量権に依存せざるをえず、恣意性の介入は避けられない。

したがって、課税要件明確主義の見地から、法令等において「税の負担を不当に減少させる結果」の意義を明確にすべきであり、少なくとも具体例は示すべきである。

## 7. 同族関係者・特別関係者の範囲を個別に規定し、実態に即した要件を定めること

【意見および理由】 (H24～)

法人税法、相続税法等において、同族関係者および特別関係者の範囲を定める場合は、民法上の親族概念が借用されているが、現在の社会情勢から相当に乖離していると言わざるを得ない。

したがって、同族会社の判定、特定同族会社の判定、非上場株式の納税猶予制度における納税猶予の取消事由などに用いられている親族概念を、制度の趣旨に合致した範囲に限定することが必要である。

【検討】

取引相場のない株式等の評価に際しての同族関係者の範囲は、配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び 1 親等姻族程度が適切である。

## 8. 死亡に伴う準確定申告書の提出期限を相続税の申告期限に統一し、相続による青色申告承認申請を相続税の申告期限と同一にすること

[条文] 所法 124、125、144 消法 45

【意見および理由】 (～)

被相続人の死亡した年の所得税額は、相続税の債務控除の対象となるため所得税の計算を先行する必要があるとされているが、現実には、相続財産の分割後でなければ当該所得税額の計算が困難なことがある。

したがって、準確定申告書の提出期限を相続税の申告期限に統一すべきであり、相続財産に不動産所得の起因となる資産がある場合には、分割協議の成立前に事業承継者が定まらないことがあるため、相続による青色申告承認申請書の提出期限を相続税の申告期限と同一にすべきである。

## 9. 死亡に伴う振替納税に関する救済措置を講ずること

【意見および理由】（H21～）

振替納税の申請者が確定申告書を提出した後、申告期限の翌日から振替日までの間に死亡したときは、金融機関による口座閉鎖措置によりその振替納税は不可能となるのであるが、その振替日までにその振替額を自主納付した場合には延滞税の納付は要しない。しかし、口座に預金残高があるにもかかわらず、金融機関の措置による振替不能をもって延滞税を賦課することには、納税者の理解を求められるものではない。

したがって、このような場合の救済措置について対策を講ずるべきである。

## 10. 印紙税法を廃止の方向で全面的に見直すこと

[条文] 印法 8・11・20

【意見および理由】（一部加除 H25～）

印紙税の納付方法に用いられる収入印紙は、国庫収入となる租税、手数料その他の収納金の徴収を目的として財務省が発行する証票である。印紙税法第 8 条第 1 項では「・・・当該課税文書に課されるべき印紙税に相当する金額の印紙を・・・当該課税文書に貼り付ける方法により、印紙税を納付しなければならない」となっており、また、印紙税法の規定では印紙を発行する規定がないことから印紙税法を廃止しても、国庫収入の印紙税にかかる収入以外の収入には何等影響はない。

総論として、経済取引にかかる契約決済等の電子化、多様化が進展する現在では、文書課税としての印紙税には不合理・不公平な現象が生じているので、廃止の方向で全面的に見直すべきである。

各論として、印紙税法第 11 条「書式表示による申告及び納付の特例」で申告し、調査を受け、申告漏れが発生した場合には修正申告となり、納付した本来の印紙税相当額は損金となり加算税が損金算入となる。一方、印紙税法第 8 条「印紙による納付等」の場合は、3 倍又は 1.1 倍が全て過怠税として損金不算入となっている。印紙税法の過怠税について本来の納付すべき税金部分については、税の公平性からも本来納付すべきであった印紙税額については損金算入すべきである。

## 11. 税務調査手続について

[条文] 通則法第 7 章の 2 関係

【意見および理由】（全文改訂 H25～）

国税通則法等が改正され、調査手続の透明性及び納税者の予見可能性を高める等の観点から、税務調査手続等を法律上明確にするなどの措置が講じられ、平成 25 年 1 月より本格実施されました。それに伴い法令解釈通達、事務運営指針、税務調査手続に関する FAQ も公開されている。実効ある制度の実施に向けて次の点について検討すべきである。

#### 【検討】

##### (1) 税務調査の事前通知について

###### ① 事前通知事項の文書化

事前通知すべき事項として 11 事項が法定化されているが、通知方法についての定めがなく、原則として電話により口頭で行うことになっている。しかし、口頭で通知された場合、通知事項すべてが正確に納税者に伝わらない恐れがあり、また、通知漏れも考えられる。法定化された事前通知事項は書面で行うべきである。

###### ② 事前通知の時期

事前通知の時期については法令に規定がなく、運用上調査開始日までに納税者が調査を受ける準備等ができるよう、調査までに相当の時間的余裕を置いて行うこととしているが、担当者や統括官の判断により短期間のことも考えられることから、最低でも 2 週間前とすべきである。最低期間を保証すべきである。

##### (2) 物件の留置きについて

国税の調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができると法定化された。しかし、「留置く」行為は、機能的には国税犯則取締法の「領置」と変わらない。このような納税者の権利を侵害する恐れのある条項は見直す必要がある。

なお、「留置き」にあつては、紛失等による情報の外部流出の恐れが全くないわけではなく、「必要があるとき」とは単に調査官の心証に委ねるのではなく、合理的な理由と考えられる判断基準を明示すべきである。

## 12. 納税者権利憲章の策定について

#### 【意見および理由】（全文改訂 H25～）

平成 23 年度税制改正大綱（抄）で示された納税者権利憲章（以下「憲章」という。）については、税制・税務行政について国民・納税者の信頼を確保するための礎となるべきものであり、早急に策定されることが望まれる。

憲章については、複雑な税務手続を納税者の視点から理解し易いものとなるよう、一覧性のある形で、平易な言葉で簡潔・明瞭に示す形での策定が望まれる。

また、国税通則法第 1 条の目的規定を改正して、「憲章」を策定して納税者の権利保護を図るべきである。

## II 所得税法に関する改正意見

### 1. 土地建物等の譲渡損益の課税方式を見直すこと

[条文] 所法 69 措法 31・32 措法 41 の 5、41 の 5 の 2

【意見および理由】(全文改訂 H24～)

土地建物等の譲渡損失と他の所得、譲渡益と他の損失について損益通算が認められない現行の課税方式では、担税力を失った部分に対しても課税しており、わが国の経済変動に対応できず、土地取引の活性化や遊休不動産の流動化を阻害している。そもそも税体系や税制は、経済活動や資産選択等に対し中立的であるべきである。

- ① 土地建物等の譲渡損益と他の所得・損失との損益通算制度を復活させる。

担税力に即した課税の実現が図られ、土地建物等の流動化による経済の活性化が期待できる。

- ② 所有期間が5年超の土地建物等の長期譲渡所得の特別控除制度を復活させる。

長期所有の土地建物等の譲渡による利益を一時に課税することへの負担調整が図られる。具体的な控除金額については、総合課税の譲渡所得や一時所得に適用される特別控除額である50万円が目安とされる。

- ③ 居住用財産の譲渡損失については、住宅借入金等の有無を問わず、通常土地建物等の譲渡損失として取り扱う。

居住用財産は、個人の生活基盤の根幹をなすものであり、担税力を考慮すれば、居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用にあたって、住宅借入金の要件を課すべきではない。

### 2. 青色申告者の純損失の繰越控除の期間制限を見直すこと

[条文] 所法 70 所令 201

【意見および理由】(H25～)

所得税の更正の請求期間5年にあわせて、現行の3年間から5年間に延長すべきである。

### 3. 所得控除を整理・簡素化すること

[条文] 所法 73～86

【意見および理由】(H24～)

所得控除は、長期にわたり累次に拡充されてきた結果、課税ベースが狭められ、所得税の財源調達機能が低下しているとともに、本来、所得税に期待される格差是正機能を弱める結果となっているとの指摘がある。

また、社会保障の安定財源の確保を図るため、税制における社会保障給付の機能を見直すこと、すなわち、所得控除から税額控除、手当への流れが検討されている。

人的控除は、世帯としての負担調整を行うものであるが、世帯の類型や就労形態等が大幅に変化・多様化してきており、実態に対応しきれていない人的控除制度は、基礎控除に統合する方向で組み替える必要がある。

【検討】

人的控除以外の所得控除についても創設当初の意義が乏しくなっているものがあり、整理・簡素化することが必要である。

具体的には、所法 73 条～86 条までの内、医療費・生保・地震・寡婦（夫）・配偶者・配特・扶養の各控除を基礎控除にまとめて基礎控除額を抜本的に見直す。

#### 4. 雑損控除の適用範囲を拡大すること

[条文] 所法 72

【意見および理由】(H22～)

災害または盗難もしくは横領による資産損失にのみ認められている雑損控除の範囲を時代の変遷と損失内容の多様化に適合したものとなるように見直すべきである。

【検討】

たとえば、金融機関が破綻した場合の預貯金等や近年多発している詐欺による無過失の損失については、担税力の喪失という観点から適用対象に加えるべきである。

#### 5. 源泉徴収の対象となる所得の範囲を見直すこと

[条文] 所法 181～215

【意見および理由】(～)

現行の源泉徴収の対象となる所得の範囲は複雑で徴収漏れによる弊害や徴収納付にかかる費用負担が嵩むのが現状である。

したがって、所得の支払段階で源泉徴収しておかないと所得税の徴収が困難となるような場合を除いて、事業所得や雑所得で確定申告することを前提としている所得に係るものについては、源泉徴収の対象を縮小・限定すべきであり、特に報酬・料金等に対する源泉徴収については、申告納税制度が普及した現代において、その必要性が薄れていると考える。

【検討】

源泉徴収制度は、申告納税制度の枠内にある「徴収のための」制度であり、たとえそれが税金の安定的・効率的徴収に貢献しているとはいえ、申告納税制度の理念に照らして、源泉徴収の対象となる所得の範囲は縮小・限定に方向で見直すべきである。

#### 6. 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の適用時期を見直すこと

[条文] 所法 217

【意見および理由】(新設)

源泉徴収の納期特例申請書の効力発生は提出した日の属する月の翌月支払より認められることになるため、個人事業者の開業当初1、2か月のみ毎月納付しなければならない。したがって、小規模事業者への納税事務負担の軽減の観点から源泉所得税の納期特例の対象期間を開業日の属する月の翌月支払分より効力発生となるように見直すべきである。

## 7. マイカー、自転車通勤者の通勤手当の非課税限度額の見直し

〔条文〕 所法9 所令20の2

【意見および理由】（新設）

役員や使用人に通常の給与に加算して支給する通勤手当のうち、自動車などの交通用具を使用している場合の通勤手当については、非課税とされる距離比例額を拡大すべきである。

マイカー通勤者に適用される非課税限度額は、その片道の通勤距離に応じた1か月当たりの距離比例額と規定されているが、現況のガソリン、車両購入維持費、燃費等を総合的に勘案した場合には実費弁償的なものとして十分機能していない。

また、平成23年度の税制改正により、通勤距離が片道15キロメートル以上である人が支給を受ける通勤手当については、いわゆる運賃相当額までの非課税措置が廃止されている。この改正の主旨は通勤交通に係る環境負荷の適正化を目的としたものとされるが、代替的な公共交通機関が整備されていない地域に勤務する給与所得者には不合理であり見直しが求められる。

## 8. 生計を一にする親族が事業から対価を受ける場合の必要経費の特例規定を見直すこと

〔条文〕 所法56

【意見および理由】（H19～）

この規定は、現在では恣意的な所得分割による租税回避を排除すること以外に法的な価値が認められず、世帯単位課税を旨としていた時代に照らせば、今や錯誤的な存在として問題視されている。

複式簿記による記帳慣行が成熟した現在において、個人単位課税に立脚した事実関係が証明できる場合には、企業の組織形態ではなく役務の対価として相当と認められるものについては必要経費とすべきである。

したがって、この規定は廃止の方向で検討すべきである。

## 9. 青色事業専従者給与に関する形式基準および届出制度を廃止し、専従者退職金を一定要件のもとで必要経費とすること

〔条文〕 所法37、56、57

【意見および理由】（～）

青色申告者は事業と家計とが明確に分離されており、青色事業専従者については、労働の実態や給与の支給形態等において、一般の従業員と何ら異なるところがないにもかかわらず様々な法的規制が定められている。

したがって、青色事業専従者給与に関する形式基準や届出制度を廃止し、役務の対価として相当である部分の金額については必要経費に算入できるとすべきである。また、退職金として合理的な範囲内の金額についても必要経費への算入を認めるべきである。

## 10. 不動産所得にかかる損益通算制度の特例の規定を廃止すること

[条文] 措法 41 の 4（平成 4 年）

【意見および理由】（～）

この制度はバブル経済期における地価高騰や過度の節税への対策として設けられたものであるが、現在の経済状況下においては、当初の政策目的は既に失せている。

このような損益通算の制限は所得のないところに課税するものであり、法人税法（平成 10 年度改正）との整合性を保つ観点からも、現行の不動産所得にかかる損益通算制度の特例の規定は早急に廃止すべきである。

## 11. 相続財産を譲渡した場合、その譲渡した相続財産にかかる相続税相当額を取得費に加算できる特例期間を延長すること

[条文] 措法 39

【意見および理由】（一部加除～）

相続税法の改正により、平成 27 年 1 月 1 日以後開始する相続又は遺贈については、納税資金に充てるために土地等を売却する事例や相続財産である非上場株式を発行会社に譲渡する事例が増加することが予想される。その際、土地等の売却には契約成立までに相当な熟慮期間を要する場合や、非上場株式の発行会社の資金繰りの問題などから適用期間の延長が必要と思われる。

したがって、譲渡した相続財産にかかる相続税相当額を取得費に加算できる特例期間を相当期間延長すべきである。

## 12. 住宅借入金等特別控除の対象となる増改築等を、自己または親族の所有している家屋について行うものとする

[条文] 措法 41

【意見および理由】（～）

親の所有する家屋に子供が借入金で増改築を行って居住することは多々あることだが、現行法の規定によれば、このような場合には住宅借入金等特別控除の適用対象

外とされている。

税務執行の実務において、既存家屋の所有権を子供に移してから増改築を行った場合には当該適用は認められるが、既存家屋が親の所有のまま子供が増改築行った後に所有権の移転登記をした場合には認められない。そこで、その適用要件を満たすために、あらかじめ既存家屋の所有権の全部または一部を子供に移転してから増改築を行うという対策が一般的に行われている。

このように、結果としての実質的内容が全く同じであるにもかかわらず、形式的な登記の手順によっては、その適用に可否が生ずるという不合理な事態が生じている。

したがって、住宅投資の促進と担税力への配慮という制度の趣旨を生かしつつ、現実に国民の間で広く行われている増改築の実態に即した住宅借入金等特別控除の適用を可能にするため、自己の所有する家屋に限定せず、親族など一定範囲の者が所有する居住用家屋について増改築を行うことを適用要件とすべきである。

### 13. 大口株主等の上場株式等に係る配当所得の課税の特例を見直すこと

[条文] 措法8の4 措法9の3 措令4の6の2

【意見および理由】(H26～)

平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当については、総合課税によらず申告分離課税を選択できる。ただし、大口株主等(配当等の基準日における株式の保有割合が3%以上の個人)が支払を受ける配当等については、所得再分配機能の回復の観点や、事業参加性という側面から会社法における少数株主権の制度との整合性を図るため、総合課税により課税することとされている。

株主の事業参加的側面を会社法上の少数株主権(株主総会招集請求権、役員解任の訴えの提起)などを参考にして、保有割合を5%から3%(平成23年10月1日以後支払を受けるべき配当等)へ改正されたものであるが、上場株式以外の株式の評価方法を定めた財産評価通達では配当還元方式が適用できる者の保有割合を5%未満としていることとの整合性がとれなくなっている。また、新たに大口株主に該当することとなった納税義務者は、大口株主の立場で支払いを受ける配当以外の一般投資家の立場で支払いを受ける上場株式等の配当についても、全て申告分離課税の選択ができない。

したがって、大口株主等の要件については、株式保有割合を改正前の5%に、又、大口株主に該当する納税義務者の配当所得の内、一般投資家の立場で支払いを受ける上場株式等の配当については、大口株主以外の他の一般投資家と何ら立場の異なるものでないことから、申告分離課税の選択ができるように見直すべきである。

### 14. 財産債務明細書の提出制度を廃止すること

[条文] 所法232



**【意見および理由】（～）**

財産債務明細書の提出制度は、昭和 25 年の富裕税の創設に伴い、これを補完するために設けられたものであり、昭和 28 年富裕税廃止に伴って一旦は廃止されたが、昭和 33 年に再び採用されている。

申告納税事務の簡素合理化と個人情報保護の観点から、この制度は早期に廃止すべきである。

### Ⅲ 法人税法に関する改正意見

#### 1. 交際費課税における交際費等の範囲を見直すこと

[条文] 措法 61 の 4

【意見および理由】(一部加除 H24～)

企業の事業活動に必要な不可欠とされる慶弔費等は、冗費とは言い難く、適正な支出であれば自己資本の充実も阻害しないことから、本来の課税趣旨に合致しない慶弔費等は、交際費等の範囲から除外すべきである。

#### 2. 役員給与の損金不算入制度の見直し

[条文] 法法 34、法令 71、H18 改正法附則 23、H18 改正法令附則 2

【意見および理由】(H25～)

一定の中小法人については、役員のうち使用人兼務役員になれないものとしての判定基準を、肩書等(副社長、専務、常務その他これらに準ずる職制上の地位を有する役員)による形式基準ではなく、その勤務実態から職制上の地位が認められる者で一定の役員については、実質基準により損金算入を認めるべきである。

#### 3. 貸倒引当金制度について

[条文] 法法 52 措令 33 条の 8③

【意見および理由】(一部加除 H25～)

##### ① 個別評価対象貸倒引当金について

個別評価金銭債権に係る貸倒引当金については、破産手続開始の申立てがあった場合等の要件が定められ、対象債権金額から一定額を控除した金額の 50%相当額が繰入限度額となる(法令 96①三)が、実際の配当率等を参考にして現行の 50%の繰入率を見直す必要がある。

中小企業の取引先が破産手続開始等の申立てを行うような状況になった場合の配当率は、0～数パーセントがほとんどであり、50%の繰入限度額という設定は現実と乖離している幅が大きい。これらのケースは裁判手続きを経て行われるものであり、平均的な配当率等についての情報を収集することは比較的容易であると考えられる。

##### ② 一括評価対象貸倒引当金の繰入限度額を法定基準額で計算する際の基準年度を変更すること

一括評価による貸倒引当金の繰入限度額を法定基準額で計算する際、簡便法による実質的に債権とみられないものの額の計算式中の基準年度を、受取配当等の益金不算入制度の控除負債利子の額を簡便法で計算する際の控除割合計算式中の基準年度である平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始した

各事業年度に統一させるべきである。

#### 4. 退職給付引当金の損金算入を一定の中小法人について認めること

[条文] 旧法法 54 法法 22④

【意見および理由】(H25～)

法人税法上の各事業年度の所得は、一般に公正妥当と認められる会計処理を基準として計算される。債務確定主義を原則とすれば、退職給付引当金はその例外として、別段の定めをもって認められていた。平成 14 年に同引当金が経過期間（最大 10 年）を経て廃止された。また、同制度が廃止された以後、非正規雇用・ワーキングプアといった雇用条件の格差の問題が顕著となってきた。

中小企業が準拠すべき「中小企業の会計に関する指針」等においても当期の費用に属する金額を当期の費用に計上しなければならないとしている。

したがって、退職給与引当金の損金算入を一定の中小法人について認めるべきである。

#### 5. 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除について、期間制限を廃止すること

[条文] 法法 57 条

【意見および理由】(新設)

平成 23 年度税制改正において、青色申告書を提出した場合の法人税における欠損金の繰越控除は 7 年から 9 年に延長された。しかしながら、企業における営業年度はゴーイングコンサーンのもとで人為的に区切られたものに過ぎず、損失も利益も本来は一体のものである。これは税務上においても尊重されるべきであり、例えば、アメリカでは 20 年、イギリスやドイツでは無制限に認められるという例もある。また、わが国においても、法人税法上、資産整理に伴う私財提供等があった場合には、欠損金の生じた事業年度がいつであっても無制限に損金算入が認められる例もある。

したがって、青色申告書を提出した場合の法人税における欠損金の繰越控除については、期間の制限を設けるべきではなく、その期限を廃止すべきである。

#### 6. 清算所得課税を復活すること

[条文] 旧法法 5、92～120

【意見および理由】(新設)

平成 22 年 10 月 1 日以後の解散した法人については、その残余財産が確定する事業年度における課税の計算は、従来のいわゆる財産法から損益法に改められた。

しかし、損益法は継続企業における所得計算には適合するものの、「清算の目的の範囲内において、清算が終了するまではなお存続するものとみなす」（会社法 476）

とされている清算株式会社においてはどうか。可能な限り収益を上げ利潤を追求しようとする法人と、現務の結了、債権の取り立て及び債務の弁済そして残余財産の分配（同 481）のためにのみ存在する法人とを税制上同列に扱うことは疑問である。

損益法を採用した理由として、いったん解散しながらその後「継続」（同 473）する法人が多いこと、解散の前後で課税方式が異ならないようにすることなどが挙げられている。しかし、どれくらいの法人が継続し、あるいは法形式のみ解散の手続きをとりつつ、他の法人において同一事業を継続して行うという事例がどの程度存在するかは明らかではない。また、期限切れ欠損金額をいかにかうまく使うかが税負担の大小のポイントである、とういような解説が喧伝されているが、むしろ枝葉末節な議論ではなかろうか。

したがって、会社法を無視した本改正については、改正前の清算所得課税に戻すべきである。

#### 【検討】

財産法を用いた租税回避の事例が現に顕在化するのであれば、それらの例を開示したうえで個別税制を構築して対処すべきである。

## 7. 国外関連者に対する寄附金の損金算入を一定の中小法人について認めること

[条文] 法法 37 措法 66 の 4

【意見および理由】（一部加除 H25～）

経済のグローバル化に伴い製造業を営む中堅中小企業の中でも、生き残りを賭け海外に子会社を設立し、海外に製造拠点を移す動きが今後も続くものと予想される。その際、海外に設立した子会社は当面赤字続きで、事業の運営上、現地の他社に管理を委託することが困難な場合が多く、結果として国内の親法人が様々な業務支援を行っている現状が見受けられる。また、親会社が子会社に対して、実際に役務の提供にかかる対価を請求する場合には、相手国によっては親子会社間の送金には現地国の法令上の制限から実質的に請求できない場合もある。

したがって、法人税法基本通達 9-4-2（子会社等を再建する場合の無利息貸付け等）のほか、海外進出時の一定期間における子会社支援についても経済合理性があるものとして、海外進出計画等の提出を要件に、国外関連者に対する寄付金の損金算入を一定の中小法人について認めるべきである。

## 8. 試験研究費に係る税額控除制度の見直しについて

[条文] 措法 42 の 4

【意見および理由】（一部加除 H25～）

国際競争力の維持向上のためには、企業が研究開発投資は欠くことができないもの

であり、まさにその活動は生命線である。

試験研究費に係る税額控除制度では、支出事業年度に控除出来なかった金額については翌事業年度に繰り越して控除可能であるが、研究開発費については、投下資本の回収には長期間を要する場合が通常であるため、繰越控除期間を5年程度に延長することにより、中小企業の研究開発投資を促進させるべきである。

さらに、中小企業においては、試験研究費に含まれる「人件費」について独立した研究開発部門を設けて専任担当者を配置しているケースは稀である。ライン業務と兼務で同時並行的に研究開発を行っているのが現状である。ところが、現行法では、対象とされる試験研究費には、「専門的知識を持って試験研究の業務に専ら従事するものの人件費」に限られている。そのため、たとえ専ら従事していなくても、従事割合が合理的に算出できる場合には、その割合でもって計算される人件費を税額控除の対象に含めるべきである。

## **9. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制について、適用対象となる指定事業を拡大し、併せて、認定支援機関に限定した指導及び助言の要件を緩和すること**

[条文] 法42条の12の3

【意見および理由】(新設)

平成25年度税制改正において、特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除の制度が創設されたが、適用できる事業が限られており、建設業や製造業などは適用できない。また、制度の適用にあたっては経営革新等認定支援機関による経営改善に関する指導及び助言が要件の一つに掲げられているが、経営革新等認定支援機関は一部の税理士、公認会計士、金融機関、商工会議所等に限定されていることなどから、制度利用までの制約が多すぎる。

したがって、指定事業の範囲を拡大するとともに、「経営改善に関する指導及び助言」を税理士、税理士法人等まで緩和する。

## **10. 住民税の均等割の損金算入を認めること**

[条文] 法法38

【意見および理由】(H26～)

法人都道府県民税の均等割は資本金等の額により、法人市町村民税の均等割は資本金等の額と従業者数により、所得の有無にかかわらず一律に課税される。このことは事務所または事業所が存在することにより様々な行政サービスを受けられるという受益に対しての応益課税と見ることができるものであり、事業税の課税における趣旨と何ら変わることがない。

したがって、事業税と同様に、法人住民税の均等割額の損金算入を認めるべきである。

## IV 消費税法に関する改正意見

### 1. 消費税の基準期間制度を廃止すること

[条文] 消法 1①

【意見および理由】(H24～)

前々年又は前々事業年度を基準期間として当該課税期間の納税義務を判定する現行の制度では、その課税期間に課税売上高が多額であっても免税事業者となったり、反対に、その課税期間の課税売上高が1,000万円以下であっても納税義務が生じることとなったりするような不合理な現象が生じる。また、免税事業者が課税事業者を選択する場合の届出書の効力発生時期は、提出日の属する課税期間の翌課税期間以降であり、常に1年ないし2年先の状況を予測しなければならない。この判断をすべての中小企業者に求めるには無理がある。

【検討】

基準期間制度による弊害を解決するために、当該課税期間における課税売上高が1,000万円を超えていれば原則として課税事業者となるようにし、1,000万円以下であれば申告を行うかどうかを選択できる制度とすべきである。

### 2. 仕入税額控除計算の「一括比例配分方式」は、いつでも「個別対応方式」に変更可能とすること

[条文] 消法 30⑤

【意見および理由】(H21～)

仕入税額控除における一括比例配分方式は、事務処理能力の不足を補うための制度であり、この方式の2年間の継続適用という個別対応方式への変更制限は、両方式を交互に利用することに恣意性を排除する目的もあるとされている。

しかし、個別対応方式による控除税額は実際の仕入活動をより反映しているものであり、恣意性の問題を指摘すべきものではなく、最近では、経理事務はパソコン等によることが多く、個別対応方式を適用するための要件も整いやすくなっている。

したがって、要件さえ整えばいつでも個別対応方式への変更ができるように改めるべきである。

### 3. 課税事業者・簡易課税制度・課税期間の短縮を選択した場合における2年間の継続適用の規定を1年間に短縮すること

[条文] 消法 9⑥、19⑤、30⑤、37⑤

【意見および理由】(新設)

課税事業者選択届出書、簡易課税制度選択届出書、課税期間特例選択届出書は、提出後2年間は継続適用しなければ、各選択不適用届出書を提出することができない。

このようないわゆる2年縛りは、各制度・方式の適用・不適用を繰り返すことによる消費税額を計算する場合における事業者の恣意性を排除することにある。しかし、課税事業者を選択した事業者が免税事業者に戻ることに、簡易課税制度の選択を取り止めること、課税期間の短縮を取り止めることは、特例的な取扱いを受けることを止めて、原則的な取扱いに戻ることであり、恣意性が問題視されることには当たらないと考えられる。

経済状況の変化など事業者を取り巻く外的要因により、一度選択した制度・方式であっても、翌年には実情に合致しないこととなりうるため、事業者は常に事業計画等を見直す必要があるが、2年縛りの制約が経営判断の足枷となっている。

したがって、恣意性の排除は1年で十分であり、税制が円滑な事業活動を阻害することのないよう、各制度・方式の2年間継続適用の規定を1年に短縮すべきである。

## V 地方税法に関する改正意見

### 1. 固定資産税評価額は、十分な検討を行い実態に即したものとすること

〔条文〕 地法 388

【意見および理由】 (一部改訂 H22～)

固定資産税の課税標準となる固定資産税評価額は、相続税、登録免許税、不動産取得税など他の税目の課税標準として援用されており、特に、相続税においては、不動産や取引相場のない株式の評価に影響を与えている。

ところが、土地については、地方税法において適正時価により評価するとされているが、一般的な土地の取引市場を形成していない市街化調整区域内の雑種地や既存宅地以外の宅地では、実勢価格との乖離が多く見受けられ、特に家屋の評価については、耐用年数省令を基に減価償却した残存価額と比較しても、異常に高く評価されている。

したがって、固定資産税評価額を算定する際には、他の国税や地方税に与える影響を考慮し実態に即したものとするとともに、その評価基準と算定基準を公開することにより課税の公平を図るべきである。

【検討】

固定資産税では、その評価額について縦覧期間と不服申立期間が設けられているが、他の税目に援用する場合には、固定資産税評価額が決定済みであるため、不服申立ては困難である。固定資産税評価額を援用している税目において、固定資産税評価額と時価に相当な開差が生じていると認められる場合には、それらの課税標準を合理的な資料を基にした客観的な時価とすべきである。

### 2. 事業税における社会保険診療報酬等に対する特例措置を廃止すること

〔条文〕 地法 72 の 23. 72 の 49 の 12

【意見および理由】 (H19～)

事業税における社会保険診療報酬等の課税除外の措置は、結果的に特定の業種に対する優遇措置としてのみ機能し、社会的な不公平を生じさせていることから、この制度は早急に廃止すべきである。

【検討】

この措置は、社会保険の保護育成を図り、社会保険診療報酬に係る点数の単価が政策的に決定されることへの対応として設けられたものであると言われているが、このような問題は社会保険政策の中で対処すべきものであり、税制において対応すべき性質のものではない。

### 3. 婚姻期間が 20 年以上である配偶者から贈与により取得した居住用不動産にかかる不動産取得税の計算に特別控除額を設けること



[条文] 地法 73 の 7

【意見および理由】 (～)

贈与税の配偶者控除制度は、配偶者の老後の生活安定を旨として設けられたものである。

したがって、その趣旨を尊重し、婚姻期間が 20 年以上である配偶者から贈与により居住用不動産を取得した場合には、かかる不動産取得税の計算上、課税価額から贈与税の配偶者控除額と同額を控除できるようにすべきである。

#### 4. 個人事業税の事業主控除額を引き上げること

[条文] 地法 72 の 49 の 14

【意見および理由】 (～)

個人事業税における事業主控除の本来の趣旨を踏まえ、その控除額を少なくとも 500 万円程度に引き上げ、制度の目的に合致させるべきである。

#### 5. 償却資産の申告書の申告期限を法人税・所得税の確定申告期限に一致させること

[条文] 地法 383. 394 条

【意見および理由】 (新設)

償却資産の申告をするにあたっては、法人は固定資産台帳や法人税申告書別表 16 (2) 等を、個人事業者は所得税の申告における減価償却明細、固定資産を管理している帳簿等をもとに行うべきであるが、現在の申告期限である 1 月 31 日時点でこれらの書類等が万全である事業者はごく少数であると思われる。通常、事業者は法人税・所得税の確定申告に合わせて、各事業用資産を見直し、取得価額、耐用年数、償却方法等を決定する。また 1 月 31 日は、法定調書合計表等、給与支払報告書の提出期限と重なる。適正な申告および課税もれ防止のために、また中小零細事業者の事務負担軽減の見地からも償却資産の申告期限を法人税・所得税の確定申告期限に合わせるべきである。その場合、併せて賦課期日は、事業年度末（個人は年末）に変更すべきである。

#### 6. 全国の都道府県及び市町村申請届出様式の書式を統一すること

【意見および理由】 (新設)

現在、eLTAX の各種届出様式等は、県あるいは市町村単位では統一されているが、紙ベースでは、各自治体独自の様式になっているため、行政コストの増加の一因になっているものと思われる。

したがって、各種届出等は、地方税法等の規定により各自治体同等に適用されるのであれば、行政コスト削減及び事務効率向上に寄与するため、紙様式の統一が求められる。

## 7. 個人住民税の所得控除額を所得税と同一にすること

[条文] 地法 34. 314 の 2. 314 の 6 条

【意見および理由】(新設)

個人住民税の所得割は、所得税と同様に個人の所得を課税標準としているが、所得控除の種類も同じであるにも関わらず、所得控除額の算出方法に違いがあり、課税ベースには差異が生ずる。このことは、いたずらに所得課税制度を複雑にしているだけであり、納税者にとって分かりにくいものとなっている。したがって簡素な税制の構築のために、個人住民税の所得控除額を所得税と同一にすべきである。

## VI 中期的に検討すべき課題

### 1. 消費税率の引上げに伴う軽減税率の適用について

【意見および理由】（全文修正 H24～）

財政の健全化と社会保障費の安定財源の確保を図るため、消費税率は地方消費税を含めた現行5%から平成26年4月には8%へ引上げられることが確定し、平成27年10月には景気条項は付されているものの10%へ引上げられることが予定されている。

消費税は、所得水準が低い家計ほど所得に対する消費税の負担割合は高くなるという逆進性が以前から問題視されており、税率の引上げに伴い低所得者への配慮をどのように行うべきかが問われている。この逆進性を緩和するための措置として、生活必需品にかかる課税資産の譲渡等に軽減税率（非課税枠の拡大等を含む）を導入すべきとの意見も見受けられるが、下記の事由により、単一税率を維持すべきであると考え

- ① 軽減税率の適用範囲を合理的に設定することが困難であり、また一度決まった軽減税率の適用範囲を縮小することは、それにも増して困難なこととなる。
- ② 軽減税率は、全国民に対して適用されるため、低所得者のみを対象とした救済措置とはならず、その格差是正効果・再配分効果は極めて限定的なものにしかない。
- ③ 軽減税率の採用により、事業者の事務負担やシステム等の対応のための経済的負担も増大するものと予想されるが、これらの増加コストは消費者に転嫁されることになる。
- ④ 逆進性の緩和措置は、軽減税率のほか、社会保障給付での手当、税制全体での累進性の確保、低所得者向け還付付き税額控除制度など、幅広く検討するべきである。
- ⑤ 軽減税率を採用することは、課税ベースを侵食することになり、単一税率の場合と比べて税収減をもたらす、消費税の税収調達力を損ないかねない。
- ⑥ 軽減税率を採用することにより、税務行政コストやコンプライアンス・コストの増加、経済に対する中立性の阻害といったデメリットも生ずることとなる。

【検討】

インボイス方式の導入は、複数の税率への対応が容易なため、軽減税率の採用とセットで論じられることが多いが、インボイス方式の最大の利点は、消費税の適正な課税を担保することであり、必ずしも軽減税率と関連付ける必要はない。インボイスの導入については、軽減税率の採用とは別個の問題として検討する必要がある。

### 2. 確定決算基準の維持について

[条文] 法法 22④、74①

【意見および理由】（H22～）

現行の法人税法は確定決算基準を採用しており、その実質的な意義は、確定した決算において選択し適用した会計処理が適正な会計基準に従い法人税法上も容認できるものである限り、税務計算もそれに拘束され申告調整が認められないことにある。また、確定決算基準には次の機能がある。

- ① 財務諸表を単一化するという便宜性
- ② 減価償却など法人の内部取引処理の確認が容易になり申告調整による課税所得の減額を防止できるという課税の安定性
- ③ 企業利益と課税所得を有機的に結びつけることによる申告の真実性

ところが、この基準については、企業会計上の利益を裏付ける会計理論が常に適正かつ正当であるという保証がない限り、その利益を課税ベースとすることには法的な問題があると考えられており、いわゆる分離主義に移行すべきであるという意見がある。

しかし、もし確定決算基準を廃止した場合には、企業会計とは別に税務計算上の企業利益を算定する必要が生じ、結果として帳簿の作成や決算・申告事務の煩雑化を招きかねない上に、法人税法に網羅的かつ自己完結的な計算規定を設ける必要が生じるなど立法上の不都合が惹起される。

また、企業会計と法人税制が著しく派離した場合には、確定決算基準は形骸化し、その維持が困難になることが予測される。

したがって、現状の企業に実務を考慮すれば、今後も確定決算基準を維持することが適当である。

### 3. e-Tax と eLTAX の効率的運用について

【意見および理由】（一部加除 H24～）

国税、地方税及び社会保険料の納付及び徴収は、国税庁、地方自治体、日本年金機構及び労働局などで個別に行われているが、それらの計算基礎には重複した部分が多数存在するため、これらの申告・納付等は各別に行わなければならない、納税者等に重複した事務負担が強いられている。また、徴収機関がそれぞれ独立していることで、行政コストの肥大化の原因ともなっている。

国税及び地方税は、課税ベースや計算基礎が共通している事実に着目すれば、e-Tax と eLTAX との統一的運用を行うことが、納税者及び行政機関両方の申告に関する事務負担の軽減に結びつくと考えられる。

また、国税と社会保険料の一元化よりも国税と地方税の事務一元化の方が実効性は高いと考えられる。

申告納税の主体として納税者の事務負担の低減を考慮した場合、現状の両システムはまだまだ改善される余地があると考えられ、e-Tax 及び eLTAX 両方の申告環境の改

善策として、両システムの運用時間、メッセージボックス様式、プレ申告データに関するお知らせ等の様式統一化、24時間運用化の実現等を要望する。

地方自治の本旨や地方分権推進を十分考慮しなければならないが、地方税に関する行政事務が削減できる分、地方がすべき福祉や環境に予算と人員を充てることができると考えられる。

#### 【検討】

##### ① 税額控除の継続適用を認めること

平成24年分の所得税の確定申告をもって廃止された電子証明書等特別控除制度を復活させ、税額控除を毎年できるようにする。そのことが申告のみならず、申請や納税などを含めe-Taxの普及につながる。また、代理送信もe-Taxの普及の観点では同等であり税額控除を認めるべきである。

##### ② 添付書類をPDFファイル形式でも受け付けること

PDFファイル形式が可能になれば別途送付するものがほとんどなくなり利便性が大幅に向上する。

##### ③ 24時間365日いつでも申告を受け付けること

##### ④ 電子申告した場合でも文書で案内をすること

電子申告をすると、それ以降の案内はメッセージボックスに格納され文書での案内がされない。すべての納税者が常にPCで確認できるわけではないので、文書での案内が望まれる。

## 4. 外国税額控除制度の見直し

[条文] 法法69 所法95

【意見および理由】(新設)

今日における国内企業、個人の外国企業等との商取引の活発化により、税金においても申告及び納税の国際化が急速に拡大している状況下においては、国内の中小企業や個人も外国との取引を行っていく必要性が以前にも増大してきている。

海外で課税及び納付した外国税額の二重課税を排除する手段として、外国税額控除制度が存在する。外国税額控除制度は、法人税法及び所得税法の中の他の税額控除制度と異なり、他の国の同税制適用企業と我が国の企業との間の国際競争力を維持するために必要な税制であり、ましてや国内の中小企業及び個人は、大企業と異なりその存続する環境が必ずしも十分とは言えない面が多々ある。

大企業中小企業及び個人の国際競争力維持及び強化の為、外国税額控除期間は主要先進国の控除期間並みに延長することが、現在の納税環境に適する制度である。

## 5. 相続税・贈与税について

[条文] 措法69の4、70の7の2

【意見および理由】（一部加除 H24～）

① 相続税の課税方式を見直すこと

平成 25 年度税制改正において、相続税については負担増、贈与税については軽減の方向性が示された。しかし、これらは民間投資を喚起する成長戦略の一環として行われた改正ではあるものの、一方で、現行の相続税課税方式に新たな歪みを生じさせている。また、相続税の課税ベースを巡る議論については、相続人がその生活基盤として必要とされる財産がどの程度であるかに依拠すべきものであり、単に課税割合の増加を意図して見直すことは適当ではない。

相続税の課税方式のあり方については、遺産取得税方式を視野に今後更なる検討が必要である。

② 小規模宅地等の特例を見直すこと

事業承継の円滑化に資する措置については、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予、農地等についての相続税の納税猶予、山林についての相続税の納税猶予、特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例があるが、不十分である。事業承継は法人だけではなく、個人事業者にとっても非常に重要な課題である。

小規模宅地等の特例は、相続又は遺贈により取得した場合に適用があるが、個人事業者が事業承継のため生前贈与する場合にも事業用宅地等について減額の特例を創設すべきである。また、相続開始前 3 年以内に贈与により取得した宅地等や相続時精算課税に係る贈与により取得した宅地等についても、小規模宅地等の特例の適用を受けることができるようにすべきである。

③ 取引相場のない株式等の相続税の納税猶予を見直すこと

経営承継相続人等が、認定承継会社の非上場会社の株式等を先代経営者である被相続人から相続又は遺贈により取得し、その認定承継会社の事業を承継する場合には、その経営承継相続人等が納付すべき相続税のうち、その非上場株式等に係る課税価格の 80% に対応する相続税の納税が猶予されるが、その制限を緩和すべきである。

## 6. 不服申立手続の改革の方向性について

【意見および理由】（H25～）

国税不服審判所の審判官の任用については、今後は民間からの採用を増やす方向にある。その場合は常勤採用されることが条件となっているが、国家公務員法の兼業規則、税理士法等の規制から、税理士等の税務に関する識見を有する者が最も適任であると考えられるが、常勤勤務が壁となっている。事件毎あるいは非常勤としても採用可能となるよう体制を改めることが望まれる。

## あとがき

平成 26 年度税制改正の大綱（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）は、デフレ脱却・経済再生に向け、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」（平成 25 年 10 月 1 日閣議決定）において決定した投資減税措置等や所得拡大促進税制の拡充に加え、復興特別法人税の 1 年前倒しでの廃止、民間投資と消費の拡大、地域経済の活性化等のための税制上の措置を講ずる等からなる二段構えの大綱となった。さらに、与党の「民間投資活性化等のための税制改正大綱」（10 月 1 日）では、法人実効税率のあり方について速やかに検討することの必要性が示されるなど、今後の税制改正に向けて法人課税の見直しが消費税増税の実施される中、成長戦略実現にとって重要な論点となって浮上して来ている。

経済の再生を目指すアベノミクスの成長戦略において、わが国経済の空洞化を防止し、外国からの投資の促進を図るためには、法人実効税率の引き下げは必要な政策であるといえる。しかし、わが国が厳しい財政状況にある中、消費税率の引き上げを行う一方で、大規模な法人税減税を行えば、財政健全化の途は更に遠のくことになる。

したがって、法人税減税の道筋としては、課税ベースの拡大を図りつつ、法人税率を引き下げていくこと以外には選択肢はなさそうである。

当会調査研究部では、次の三点を基本とした会員各位からの貴重なご意見を募集しておりますので、引き続きご理解ご協力のほど宜しくお願いいたします。

- ① 重要な改正意見については、それに関連した項目や論点も考慮して、中長期的な展望で検討する。
- ② 経済情勢や社会環境の変化に対応するため、早急に改正すべき項目や負担の緩和を求める項目について検討する。
- ③ 税制に関する執行や運用に関する意見については、更に一層の検討をする。

平成 26 年 3 月 28 日

北陸税理士会 調査研究部

部 長	小 栗 巖	(小松支部)
副 部 長	盛 永 有 登	(金沢支部)
〃	清 水 俊 裕	(福井支部)
〃	北 井 徹	(富山支部)
委 員	庄 田 啓 一	(小松支部)
〃	坂 上 裕 宣	(松任支部)
〃	高 嶋 浩 之	(武生支部)
〃	荒 本 一 俊	(敦賀支部)
〃	福 島 晃	(高岡支部)
〃	高 桑 伸 英	(砺波支部)
担当副会長	中 村 雅 紀	(金沢支部)
担当専務理事	瀬 戸 順 一	(金沢支部)